

調査計画

1 調査の名称

自動車輸送統計調査

2 調査の目的

本調査は、自動車輸送統計（自動車による貨物及び旅客の輸送の実態を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成し、我が国の経済政策及び交通政策を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲 (全国 その他)

(2) 属性的範囲

【第1号様式、第2号様式、第3号様式の2、第3号様式の3及び第4号様式】 (個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他)

貨物及び旅客の輸送の用に供する自動車

ただし、次の自動車は、調査対象の範囲に含めない。

ア 軽自動車以外の自動車については、自家用自動車（旅客自動車に限る。）及び登録を受けない自動車。軽自動車については、自家用自動車及び検査対象外軽自動車。

イ 駐留軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有自動車。

ウ 自動車輸送統計作成上、調査の必要がないと思われる自動車。

【第3号様式】 (個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他)

道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業を営む事業所

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

【第1号様式】 • 1月、4月、7月及び10月 約9,800両

• 上記以外の月 約4,900両（いずれも母集団数：約143万両）

【第2号様式】 約9,700両（母集団数：約631万両）

【第3号様式】 約4,400事業所

【第3号様式の2】 約1,000両（一般乗合：約800両、高速乗合：約200両）（母集団数：約900事業所）

【第3号様式の3】 約900両（母集団数：約3,900事業所）

【第4号様式】約500両（母集団数：約23万両）

(2) 報告者の選定方法

【第1号様式】（□全数 ■無作為抽出（□全数階層あり） □有意抽出）

自動車登録ファイル^(注)等に基づく車両単位による層化抽出（地域別、車種別（普通車については最大積載量区分別。以下同じ。））により調査対象の自動車を選定する。

（注）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づき登録された自動車情報。

【第2号様式】（□全数 ■無作為抽出（□全数階層あり） □有意抽出）

自動車登録ファイルに基づく車両単位による層化抽出（地域別、車種別）により調査対象の自動車を選定する。

【第3号様式】（■全数 □無作為抽出（□全数階層あり） □有意抽出）

道路運送法に規定する一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業のうち一以上の事業を営むすべての事業所を選定する（ただし、乗車定員11人以上の事業用自動車を保有する事業所に限る）。

【第3号様式の2】（□全数 ■無作為抽出（□全数階層あり） □有意抽出）

道路運送法に規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営む事業所情報に基づく事業所単位による層化抽出（地域別及び保有車両規模別）により調査対象の事業所をそれぞれ用途別（一般乗合及び高速乗合）に選定する（ただし、いずれも乗車定員11人以上の事業用自動車を保有する事業所に限る）。

選定された事業所は、保有する自動車のうち、自動車登録番号の小さいものから1台選定する。ただし、前月に引き続き調査対象となった事業所においては、既に対象となった自動車を除き、自動車登録番号の小さいものから順に1台選定する。なお、すべての自動車が選定された場合には、再度同様の手順により選定する。

【第3号様式の3】（□全数 ■無作為抽出（□全数階層あり） □有意抽出）

道路運送法に規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営む事業所情報に基づく事業所単位による層化抽出（地域別及び保有車両規模別）により調査対象の事業所を選定する（ただし、いずれも乗車定員11人以上の事業用自動車を保有する事業所に限る）。

選定された事業所は、保有する自動車のうち、自動車登録番号の小さいものから1台選定する。ただし、前月に引き続き調査対象となった事業所においては、既に対象となった自動車を除き、自動車登録番号の小さいものから順に1台選定する。なお、すべての自動車が選定された場合には、再度同様の手順により選定する。

【第4号様式】（□全数 ■無作為抽出（□全数階層あり） □有意抽出）

自動車登録ファイル等に基づく車両単位による地域別層化抽出により調査対象の自動車を選定する。

(3) 報告義務者

【第1号様式、第2号様式及び第4号様式】

自動車検査証に記載されている自動車の使用者

【第3号様式、第3号様式の2及び第3号様式の3】

前記「3（2）属性的範囲」に規定する事業所を管理する者

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（1）報告を求める事項

【第1号様式、第2号様式、第3号様式の2及び第3号様式の3】

- ① 自動車の種類（貨物自動車に限る。）
- ② 主な用途（貨物自動車のうち事業用自動車に限る。）
- ③ 最大積載量又は乗車定員
- ④ 輸送回数
- ⑤ 輸送区間
- ⑥ 走行距離
- ⑦ 輸送貨物の重量又は輸送人員
- ⑧ 輸送貨物の品目（貨物自動車に限る。）
- ⑨ 休車日数
- ⑩ 事業の用に供される自動車であるときは、その事業の種類（貨物自動車のうち、自家用自動車に限る。）
- ⑪ 前各号に関連する事項

【第3号様式】

- ① 輸送人員
- ② 走行距離
- ③ 運行回数
- ④ 保有車両数
- ⑤ 前各号に関連する事項

【第4号様式】

- ① 乗車定員
- ② 輸送回数
- ③ 輸送区間
- ④ 走行距離
- ⑤ 輸送人員

⑥ 休車日数

⑦ 前各号に関連する事項

[集計しない事項の有無] 無■ 有□

(2) 基準となる期日又は期間

【第1号様式及び第2号様式】

国土交通大臣が指定する7日間

【第3号様式】

調査実施月の1か月間

【第3号様式の2、第3号様式の3及び第4号様式】

国土交通大臣が指定する3日間

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

国土交通省 – 民間事業者 – 報告者

(2) 調査方法

■郵送調査 ■オンライン調査 (■政府統計共同利用システム □独自のシステム ■電子メール)

□調査員調査 □その他 ()

[調査方法の概要]

ア 調査は、国土交通省が業務を委託した民間事業者が、調査票及び政府統計共同利用システムのオンライン調査回答用のID・パスワードを報告者に対して郵送により配布する。

ただし、調査依頼を行った際、報告者が政府統計共同利用システムのオンライン調査での回答を希望した場合には、システム（国土交通省）にメールアドレスを登録の上、国土交通省からオンライン調査回答用のID・パスワードを電子メールにより送付する。調査への報告は自計方式で行い、郵送による提出のほか、政府統計共同利用システムを使用して行うことができる。

なお、【第3号様式】、【第3号様式の2】及び【第3号様式の3】の調査票による調査への報告については、電子政府の総合窓口を使用した国土交通省オンライン申請システムを経由して行うことができる。

また、セキュリティ対策については、暗号化通信技術を用いる。

イ 調査票の配布回収、照会対応等の業務を民間事業者に委託する。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他()

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

提出期限は、調査期間満了の15日後

ただし、令和6年能登半島地震による災害の影響のため、令和6年2月及び3月分の【第3号様式】調査の報告者のうち、石川県の4市町の事業所の提出期限は、令和6年4月30日

8 集計事項

集計事項は、別添のとおりとする。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法 (e-Stat インターネット (e-Stat以外) 印刷物 閲覧)

「自動車輸送統計月報（速報、確報）」及び「自動車輸送統計年報」としてとりまとめ、月報（速報、確報）はインターネット（国土交通省ホームページ及びe-Stat）により、年報はインターネット（国土交通省ホームページ及びe-Stat）及び印刷物により公表する。

(2) 公表の期日

「自動車輸送統計月報」については、速報を調査月経過後2か月以内、確報を速報公表後速やかに、

「自動車輸送統計年報」については、調査実施年度経過後6か月以内にそれぞれ公表する。

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他()

使用しない

本調査は、自動車による貨物及び旅客の輸送状況を対象とした調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に、統計基準を用いる余地がないことから、いずれの統計基準も使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

保存期間：記入済み調査票は2年、調査票の内容を記録した電磁的記録は永年

保存責任者：国土交通大臣

12 立入検査等の対象とすることができる事項

当該事項なし

別添

自動車輸送統計調査の速報についての集計事項は次のとおりとする。

貨物輸送

- 1 業態別・車種別輸送トン数
- 2 業態別・車種別輸送トンキロ

旅客輸送

- 1 車種別輸送人員
- 2 車種別輸送人キロ

自動車輸送統計調査の月次についての集計事項は次のとおりとする。

貨物輸送

- 1 貨物輸送量
- 2 地方運輸局別・業態別・車種別輸送トン数
- 3 地方運輸局別・業態別・車種別輸送トンキロ
- 4 地方運輸局別・業態別・車種別能力トンキロ
- 5 業態別・車種別・品目別輸送トン数
- 6 地方運輸局別・品目別輸送トン数
- 7 業態別・車種別・品目別輸送トンキロ
- 8 地方運輸局別・品目別輸送トンキロ

ただし、5～8については、四半期最終月の月報においてのみ公表する。

旅客輸送

- 1 旅客輸送量
- 2 地方運輸局別・車種別輸送人員
- 3 地方運輸局別・車種別輸送人キロ
- 4 地方運輸局別・車種別能力人キロ
- 5 6大都府県別・車種別輸送人員
- 6 6大都府県別・車種別輸送人キロ
- 7 営業用バス（乗合（一般・高速）・貸切）都道府県別輸送量

自動車輸送統計調査の年次についての集計事項は次のとおりとする。

貨物輸送

- 1 貨物輸送量
- 2 都道府県別・業態別・車種別輸送トン数
- 3 都道府県別・業態別・車種別輸送トンキロ
- 4 都道府県別・業態別・車種別能力トンキロ
- 5 業態別・車種別・品目別輸送トン数
- 6 業態別・車種別・品目別輸送トンキロ
- 7 地方運輸局別・品目別輸送トン数
- 8 地方運輸局別・品目別輸送トンキロ

旅客輸送

- 1 旅客輸送量
- 2 都道府県別（支局別）・車種別輸送人員
- 3 都道府県別（支局別）・車種別輸送人キロ
- 4 都道府県別（支局別）・車種別能力人キロ
- 5 営業用バス（乗合（一般・高速）・貸切）都道府県別（支局別）輸送量

自動車輸送統計調査（復元推計の方法）

【第1号様式】（1月、4月、7月及び10月（前期調査月））

（1）推計方法

自動車登録ファイル（車検データ）等により把握した保有車両数を用いる単純推計方式及び車検データ等を補助変量として活用する比推定方式により輸送量（輸送トン数、輸送トンキロ等）の推計を行っている。

（2）推計乗率の設定

・輸送トン数

標本車両数と車検データ等により把握した保有車両数を用い、推計乗率を設定している。

・輸送トン数以外（輸送トンキロ等）

調査層毎の標本車両及び当該調査層の全ての車両（母集団車両）について、車検データの最大積載量と1日当たり平均走行距離を乗じた補助変量を算出し、標本車両の補助変量と母集団車両の補助変量の比を推計乗率としている。

（3）推計乗率の設定単位

地域別・車種別に推計乗率を設定している。

【第1号様式】（前期以外の月（後期調査月））

（1）推計方法

同一車両における前期調査月の輸送量と後期調査月の輸送量を用いて比率を算出し、前期調査月の総和に比率を乗じて推計している。

（2）推計乗率の設定

同一車両における前期調査月の輸送量と後期調査月の輸送量の比を推計乗率としている。

（3）推計乗率の設定単位

地域別・車種別に推計乗率を設定している。

【第2号様式】

（1）推計方法

車検データを補助変量として活用する比推定方式により輸送量（輸送トン数、輸送トンキロ等）の推計を行っている。

（2）推計乗率の設定

調査層毎の標本車両及び当該調査層の全ての車両（母集団車両）について、車検データの最大積載量と1日当たり平均走行距離を乗じた補助変量を算出し、標本車両の補助変量と母集団車両の補助変量の比を推計乗率としている。

(3) 推計乗率の設定単位

地域別・車種別に推計乗率を設定している。

【第3号様式の2及び第3号様式の3】

(1) 推計方法

一人平均乗車キロを用いて輸送人キロの推計を行っている。

(2) 推計乗率(一人平均乗車キロ)の設定

輸送人キロの総和を輸送人員の総和で除した値を一人平均乗車キロとしている。

(3) 推計乗率の設定単位

用途別・地域別に推計乗率を設定している。

【第4号様式】

(1) 推計方法

車検データを補助変量として活用する比推定方式により輸送量(輸送人員、輸送人キロ等)の推計を行っている。

(2) 推計乗率の設定

調査層毎の標本車両及び当該調査層の全ての車両(母集団車両)について、車検データの1日当たり平均走行距離を補助変量とし、標本車両の補助変量と母集団車両の補助変量の比を推計乗率としている。

(3) 推計乗率の設定単位

地域別に推計乗率を設定している。

自動車輸送統計調査（目標精度、想定回収率）

【第1号様式】

（4）目標精度

- ・全国の輸送トン数及び輸送トンキロの総和について標準誤差率5%以内。
- ・普通車（最大積載量別）及び特種用途車の輸送トン数並びに輸送トンキロについて標準誤差率5%以内、小型車及び軽自動車の輸送トン数並びに輸送トンキロについて標準誤差率10%以内。

（5）想定回収率

- ・平成29年度自動車輸送統計予備的調査の結果をもって、想定回収率を設定している。

【第2号様式】

（1）目標精度

- ・全国の輸送トン数及び輸送トンキロの総和について標準誤差率5%以内。

（2）想定回収率

- ・過去調査の回収実績をもって、想定回収率を設定している。

【第3号様式の2】

（1）目標精度

- ・一般乗合及び高速乗合それぞれにおいて、全国の一人平均乗車キロについて標準誤差率10%以内。

（2）想定回収率

- ・過去調査の回収実績をもって、想定回収率を設定している。

【第3号様式の3】

（1）目標精度

- ・全国の一人平均乗車キロについて標準誤差率10%以内。

（2）想定回収率

- ・過去調査の回収実績をもって、想定回収率を設定している。

【第4号様式】

（1）目標精度

- ・全国の輸送人員及び輸送人キロの総和について標準誤差率5%以内。

（2）想定回収率

- ・過去調査の回収実績をもって、想定回収率を設定している。